自己負担金が免除となることの確認書類

(1) 生活保護世帯の方（1、2 のいずれか）

1. 区役所民生子ども課・支所区民福祉課で「保護受給証明書」（個人用）を取得
   電子申請の場合は、画像またはスキャンデータを添付して下さい。
   郵送申請の場合は、原本を同封して下さい。
   窓口申請の場合は、原本を窓口へ提出してください。
2. 65 歳以上の方は、本市の発行する「介護保険料納入通知書」（最新のもので保険料段階が第 1 段階のものに限る）
   電子申請の場合は、画像またはスキャンデータを添付して下さい。
   郵送申請の場合は、写しを同封して下さい。
   窓口申請の場合は、写しを窓口へ提出してください。

(2) 市民税非課税世帯の方

65 歳以上の方は、本市の発行する「介護保険料納入通知書」（最新のもので保険料段階が第２段階から第４段階のものに限る）
   電子申請の場合は、画像またはスキャンデータを添付して下さい。
   郵送申請の場合は、写しを同封して下さい。
   窓口申請の場合は、写しを窓口へ提出してください。
※各市税事務所・区役所・支所の税務窓口で発行される「市民税・県民税非課税証明書」では、非課税世帯の証明書類にはなりませんのでご注意ください。

「介護保険料納入通知書」の写しについて

- ご自宅に届きました介護保険料納入通知書の原本は再発行ができません。必ず写し（コピー）をご提出ください。
- 電子申請の場合、スマートフォン等で撮影した画像またはスキャンデータを添付していただきますが、必ず正面から撮影した画像を添付してください。欠像、影の映り込み、ピントが合っていない等、画像が不明瞭なものは受け付けられませんので、ご注意ください。
- 郵送申請または窓口申請の場合、原則コピーの同封または提出としますが、スマートフォン等で撮影し印刷したものを提出する際は、必ず正面から撮影した画像を印刷してください。欠像、影の映り込み、ピントが合っていない等、画像が不明瞭なものは受け付けられませんので、ご注意ください。
- 写しをとる際は、住所、氏名、保険料段階が写るように A4 サイズでコピーするか、A3 用紙全体を A4 サイズに縮小してコピーしてください。

(3) 中国残留邦人等支援給付を受給されている方

「本人確認」の写しを医療機関の窓口へ提出してください。

なお、(1)から(3)の複数に該当する場合でも、いずれか 1 つの方法で自己負担金が免除であることをお示しください。

「介護保険料納入通知書の写し」について

（１）介護保険料納入通知書等の写しは、住所、氏名、保険料段階が写るようにコピーをして下さい。**住所、氏名、保険料段階が写っていないものは無効**になります。紙のサイズがＡ３のためＡ４サイズに縮小するか、以下の該当部分（黒枠内）が収まるようにコピーする必要があります。**両面コピーや２枚にわたるコピーは同一性がないため使用不可**です。



（２）介護保険料納入通知書の写しは、最新のものを添付する必要があります。

区　　分	発行月	実施月		
		４～６月	７月	８～３月
前年度の確定版	（前年７月）	○	○	―
当年度の暫定版	４月	○	○	―
当年度の確定版	７月	―	○	○

※高齢者インフルエンザ予防接種及び高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種は、秋以降に実施するため、必ず当年度の確定版の介護保険料納入通知書の写しが必要になります。